

滋賀県が締結する契約に関する条例の概要

条例

条例の目的 (第1条)

- ・県の契約に関し、基本理念を定め、県および県の契約の相手方等の責務を明らかにする。
 - ・県の契約に関する基本的な事項を定める。
 - ・県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用
- ⇒ 一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図る。
- ▶ 本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

定義 (第2条)

- ・県の契約・・・県を当事者の一方とする工事もしくは製造その他についての請負契約または業務の委託、物件の買入れその他の契約であって県が対価の支払をすべきもの
- ・下請負人等・・・下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県の契約の相手方その他の県以外の者から県の契約に係る業務の全部または一部を請け負い、または受託する者

基本理念 (第3条)

(1) 公正性・経済性・競争性の確保
契約の過程の透明性、競争の確保、不正行為の排除の徹底により、適正化が図られる。

(2) 質の確保
契約の履行により提供されるサービス等の質が確保される。

(3) 地域経済の活性化
地域経済の活性化への配慮がなされる。

(4) 施策(社会的価値)の実現
一定の行政目的の実現を図る上で適切に活用される。

施策の方向性

適切な仕様書等の作成等(第7条)

- ・県の契約に係る仕様書等を適切に作成する。
- ・予定価格を定める際に、仕様書等に基づき、適切に積算する。
- ・県の契約の相手方にならうとする者は、必要な経費を適切に積算するよう努める。

低価格受注の防止(第8条)

知事は、公正な競争を促進しつつ、低価格の入札に係る調査または最低制限価格の設定に関する制度を適切に活用する。

計画的な発注等(第9条)

県は、県の契約に係る業務の計画的な発注および適切な履行期間の設定に努める。

地域経済の活性化(第10条)

- ・県は、予算の適正な使用に留意しつつ、県内に事務所または事業所を有する事業者の受注の機会の増大を図るよう努める。
- ・県の契約の相手方は、県内事業者の下請負人等への選定、県産材・県産品の利用などにより県内経済の活性化に資するよう努める。

一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用(第11条)

県は、契約の締結に当たって、事業者の次に掲げる取組を勧奨する。

- 環境に配慮した事業活動
- 県の契約に従事する者の労働環境の整備
- 多様な人材の活用
- その他行政目的の実現に資する取組

適正な履行の確保(第12条)

必要な監督・検査を適切に行うため、当該監督・検査を行う職員の研修の実施その他の必要な措置を講ずる。

契約状況の公表(第15条)

毎年度、県の契約の状況を取りまとめ、公表する。

指定管理者の選定(第16条)

公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、条例の規定による県の契約の取扱いに準じて、その選定を行う。

審議会の設置 (第13条・第14条)

- ・知事の附属機関として、(仮称)滋賀県契約審議会を設置する。
- ・審議会は、取組方針の策定に当たって意見を述べるほか、県の契約に関する事項を調査審議する。

取組方針の策定 (第6条)

基本理念にのっとった県の契約の推進を図るための取組に関する方針を策定する。

取組方針

取組方針には、

- ・県の契約に当たっての取組に関する事項
- ・県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項
- ・その他基本理念にのっとった県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項を、定める。

関係者の責務 (第4条・第5条)

県：基本理念にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進する。

県の契約の相手方等：

- ① 県の契約の履行に携わる者としての社会的な責任を自覚し、県の契約に係る業務を適正に実施する。
- ② 県が実施する県の契約に関する取組に協力するよう努める。

令和4年4月1日から施行する。